

新規就農者の
みなさんへ

アグリランドバンク 新規就農支援型が 農地の確保を支援します!

農地の貸付けに協力してくださる支援農業者・団体です(3月末現在、敬称略)。

- (有)鶴岡協同ファーム (鶴岡・民田)
- (株)アシスト (鶴岡・本田)
- (有)田和楽 (藤島・小中島)
- 上新田農事組合法人 (藤島・長沼)
- 井上農場 代表・井上 馨 (藤島・渡前)
- (株)ハグロファーム (羽黒・川代)
- (農)あさひの輝き・まんてん (朝日・東岩本)
- (株)あつみ農地保全組合 (温海・湯温海)



支援内容、条件など、詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

農地を農地以外の地目にするときは 必ず許可を受けましょう



自分の所有する農地に住宅等の建物を建てたり、駐車場など農地以外のものにする場合(転用といいます)、または転用のために権利の移転(売買・貸借等)を行う場合は、**農業委員会の許可が必要です。**
許可を受けずに農地を転用した場合や、事業計画どおりに転用事業を行っていない場合には農地法に違反することとなり、罰則の適用もあります。農地転用を行う際は必ず許可を受けるようにしましょう。

あ と が き

雪で閉ざされモノクロだった冬が終わり、色彩豊かな春の景観に変わろうとしています。毎年この季節は、不安と期待が入り交じり、身の引き締まる思いがします。特に今年は、平成という時代が終わり、間もなく新しい時代を迎えます。流通の自由化と規制緩和により絶えず競争力と効率化を求められ続けた平成の農業が、次の時代にはどのように変わるのか、大いに期待して新しい時代を迎えたいものです。

(吉住喜之推進委員)

暮らしと経営に役立つ
農業情報を
週一回お届けします!



- 発行 毎週金曜日
- 購読料 **700円**/月
- お申し込み お近くの農業委員会まで

- 鶴岡分室 25-2111(代表)
- 櫛引分室 57-2114
- 羽黒分室 62-2111(代表)
- 朝日分室 53-2111(代表)
- 温海分室 43-4616

鶴岡市農業委員会事務局

〒999-7696 山形県鶴岡市藤島字笹花25(鶴岡市藤島庁舎内) ☎64-5868(直) FAX.64-5846
http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nougyouuinaki/index.html